

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 22

告 示

○水資源保全地域の指定……………（土地水対策課） 22

○特定調達契約に係る入札の公告（4件）……………（情報政策課） 28

○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券
発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正……………（競馬事業室） 33

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 33

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 33

○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 33

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 34

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 34

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課） 34

○特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課） 35

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）…………… 36

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 38

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（4件）…………… 39

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「（特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り付け付きで貸貸するものを除く。）」を削る。

第3条の3第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 施設集約化事業に係る貸付 次に掲げる者

ア 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会

イ 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者（政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。第8号において同じ。）、企業組合又は協業組合

ウ 協業組合

エ 合併会社（中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合における当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。）又は当該合併により設立した会社（中小企業者である会社に限る。）をいう。以下同じ。）又は出資会社（中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合における当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。）をいう。以下同じ。）

(5) 共同施設事業に係る貸付 次に掲げる者

ア 特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）

イ 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合

ウ 企業組合又は協業組合

第3条の3第8号中「（政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第3条の4第1号中「貸付の相手方」を「中小企業高度化事業を行う者（第10条において「事業実施者」という。）」に改める。

第3条の5中「年1.05パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

第10条第1項中「借受者」を「事業実施者」に改め、同条第2項中「借受者」を「事業実施者」に、「その」を「借受者の」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第593号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、各水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第116号
(2) 名 称 蘭越町昆布地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 道有林後志管理区内171林班、172林班（蘭越町昆布地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
(4) 地域別指針 次のとおり
- 2(1) 指 定 番 号 第117号
(2) 名 称 共和町小沢地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 岩内郡共和町ワイス474番地1、617番地1から3まで、618番地1から3まで、620番地2、1172番地1から2まで、1174番地、1175番地、1210番地1から3まで、1487番地、1685番地、1688番地、1689番地、1690番地、1693番地、1697番地、1698番地、1699番地、1700番地、1701番地、1847番地1、1879番地、1880番地、1881番地、1882番地、2003番地1から2まで、2004番地1から3まで、2006番地1から4まで、2007番地1から2まで、2010番地1から2まで、2011番地1から2まで、2014番地1、2014番地3、2016番地、2047番地、2048番地、2049番地、2050番地、小沢421番地1から11まで、422番地、424番地1、427番地、606番地1から4まで、607番地、608番地、705番地、706番地、709番地、713番地、714番地、715番地、750番地1から17まで、751番地1から4まで、812番地2、812番地4から6まで、833番地1から3まで、834番地1から6まで、851番地、852番地1、952番地、1170番地1から24まで、1207番地、1250番地1から4まで、1251番地1から4まで、1329番地2、1333番地1、1817番地1から2まで、1979番地1、1979番地4、1984番地1から5まで、1985番地1から2まで、1986番地、1994番地2、1995番地、1996番地1から2まで、1997番地2から4まで、1998番地1から8まで、2044番地、2050番地1から9まで、2056番地1から39まで、2057番地1から9まで、2058番地1から4まで、2059番地1から2まで、2060番地1から10まで、2061番地1から26まで、2062番地、2063番地、2064番地、2066番地、2067番地、2068番地1から2まで、2069番地1から3まで、2070番地、2071番地1から2まで、2072番地1から3まで、

2080番地1、2080番地3、2081番地1から5まで、2085番地4、2086番地1から5まで、2087番地1から4まで、2097番地1、2098番地、2099番地1、2100番地、2101番地1から2まで、2105番地1から2まで、2109番地、2110番地、2111番地1から2まで、2112番地、2113番地、2114番地、2122番地、2127番地1から2まで、2128番地1から3まで、2169番地、2170番地、2171番地、2172番地1から3まで、2173番地、2175番地、2176番地、2177番地、2192番地、2193番地、2197番地、2209番地、2216番地、2217番地、2218番地、2219番地、2220番地、国富819番地、820番地、1708番地、2106番地、2107番地、2108番地、2109番地1から2まで、2110番地、2111番地、2112番地、2113番地、2116番地、2117番地、2118番地、2119番地、2120番地、2121番地、2524番地（共和町小沢地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり
- 3(1) 指 定 番 号 第118号
(2) 名 称 共和町老古美地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 岩内郡共和町老古美178番地1から2まで、179番地1から4まで、194番地1から2まで、196番地1、197番地、287番地、309番地2、368番地、371番地1から2まで、372番地、373番地、374番地、388番地1から2まで、399番地1から4まで、400番地1、400番地4から5まで、402番地3から4まで、402番地7から39まで、404番地、420番地1、422番地1から12まで、433番地、434番地1から3まで、453番地、456番地1から4まで、457番地1から3まで、458番地、460番地、464番地、465番地1、466番地、475番地1から2まで、478番地1から3まで、479番地1、483番地1、486番地、487番地1、487番地3、495番地、496番地1から5まで、497番地、507番地、508番地、514番地、515番地、516番地、517番地、518番地、519番地、524番地、539番地1から2まで、540番地、543番地、544番、549番地、550番地1、553番地1から2まで、554番地、555番地1、558番地1、564番地1から2まで、564番地5、566番地1から2まで、566番地4、566番地26から29まで、566番地71、567番地、568番地、574番地1から4まで、581番地1から2まで、661番地1から3まで、662番地1から52まで、671番地、672番地、681番地、683番地1、684番地、685番地1、685番地42から47まで、689番地、692番地、694番地1から4まで、695番地、703番地1、705番地1から11まで、706番地1から3まで、706番地6から38まで、706番地41、707番地1から12まで、708番地1から3まで、709番地、710番地、711番地、

712番地、713番地、714番地、715番地、716番地、717番地 1 から 3 まで、745番地 1、747番地、748番地 1、751番地、752番地、753番地、754番地、755番地、756番地、757番地、758番地、759番地、760番地、869番地、872番地、1156番地、1157番地、1158番地（共和町老古美地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

4(1) 指 定 番 号 第119号

(2) 名 称 共和町国富地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 岩内郡共和町国富217番地 1、217番地 4、218番地 3、222番地 1 から 2 まで、342番地、343番地、344番地 1 から 4 まで、345番地、346番地、347番地 1 から 3 まで、348番地 1 から 3 まで、364番地 2 から 3 まで、364番地 9 から10まで、364番地12、383番地、384番地 1、384番地 3 から27まで、386番地 1 から 2 まで、387番地 1 から 6 まで、388番地、389番地 1 から 2 まで、394番地 1、394番地 4 から 7 まで、395番地、396番地 1 から 3 まで、397番地 1 から 2 まで、398番地 1 から 3 まで、399番地、408番地、409番地、410番地 1、410番地 4 から12まで、411番地 1 から 4 まで、412番地 1 から 3 まで、413番地 1 から 4 まで、414番地 1 から 3 まで、415番地 1 から 2 まで、437番地 1 から 2 まで、438番地 1 から 4 まで、439番地、440番地、443番地、444番地、482番地 1 から 2 まで、483番地 1 から 2 まで、487番地 1 から 2 まで、531番地 1 から 3 まで、532番地 1 から 3 まで、551番地 1 から13まで、552番地 1 から 2 まで、584番地 1 から 3 まで、609番地、610番地、688番地 1 から19まで、689番地 1 から 3 まで、871番地、872番地、873番地、884番地 1、884番地 7、884番地11から19まで、884番地22から23まで、886番地 1 から 4 まで、886番地 7、886番地 9、1064番地、1065番地 1 から 2 まで、1121番地 1 から 5 まで、1121番地 7 から11まで、1121番地14から16まで、1121番地19から82まで、1121番地85、1122番地 1 から 8 まで、1122番地 11、1122番地13、1122番地16から20まで、1252番地 1 から 3 まで、1252番地11、1252番地13から17まで、1252番地22から32まで、1253番地 1 から 2 まで、1253番地 4 から13まで、1253番地15から17まで、1254番地、1924番地 3 から 5 まで、1926番地 1、2090番地 4 から 5 まで、2090番地 8、2146番地 1、2147番地 1 から 2 まで、2207番地、2212番地 1 から 2 まで、2213番地 1、2214番地 1 から 2 まで、2215番地 1、2232番地、2233番地 1、2250番地 1、南幌似273番地 1 から 9 まで、303番地 2、303番地10、304番地、335番地 1 から 5 まで、336番地 1 から14まで、

337番地、446番地 1 から 3 まで、447番地、448番地、449番地、451番地 1、455番地 1 から 2 まで、455番地 4、531番地 1 から 5 まで、1764番地 1 から 3 まで、1765番地 1 から 7 まで、1768番地 1、1768番地 3 から 4 まで、1769番地 1 から39まで、1857番地、1858番地、1859番地、1860番地、1900番地、1901番地（共和町国富地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

5(1) 指 定 番 号 第120号

(2) 名 称 共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 岩内郡共和町梨野舞納323番地、348番地、369番地、1774番地、1775番地 1、宮丘 1 番地 5 から 7 まで、1 番地17、1 番地24、1 番地31、1 番地36から38まで、1 番地40から41まで、3 番地 5 から11まで、3 番地13から15まで、3 番地17、3 番地19から24まで、4 番地 6 から 9 まで、5 番地 6 から 7 まで、5 番地25から27まで、5 番地40、6 番地50、7 番地15から17まで、8 番地 2、9 番地 1 から 3 まで、10番地14、11番地、12番地 8 から 9 まで、13番地 1 から 7 まで、14番地11から12まで、14番地32から34まで、15番地、16番地 1 から 2 まで、16番地 7 から 9 まで、17番地、19番地 1、19番地 3 から 4 まで、20番地 6 から 7 まで、23番地12から14まで、23番地16から20まで、23番地22から24まで、34番地 1 から 2 まで、34番地 4、40番地 1 から 8 まで、41番地、41番地 5 から12まで、42番地 1 から 6 まで、45番地 1 から 5 まで、45番地 8 から23まで、51番地 1 から 9 まで、51番地12、51番地14、51番地16、51番地18、51番地20から22まで、52番地 1 から14まで、52番地16から17まで、54番地 1、56番地 1 から 2 まで、56番地 4 から 6 まで、56番地11から26まで、56番地28から30まで、56番地32、56番地36から40まで、56番地59から63まで、56番地67、56番地73から75まで、56番地82、56番地86、56番地88から91まで、57番地 1 から 2 まで、57番地 6 から 7 まで、57番地 9、57番地12から13まで、57番地19から20まで、57番地31から32まで、57番地42、57番地44、57番地53から54まで、57番地57から59まで、63番地 2、63番地 7 から 8 まで、67番地 1 から 3 まで、67番地 6 から13まで、68番地 1 から13まで、75番地 1、75番地 3、75番地 5、91番地 1 から20まで、91番地22、91番地24から29まで、94番地、129番地 1 から 3 まで、142番地 1 から 2 まで、143番地、168番地 1 から12まで、168番地14から20まで、168番地22から30まで、168番地32から35まで、168番地37から43まで、168番地46、168番地52から54まで、168番地56、168番地60から61まで、

169番地 1 から 2 まで、169番地 4、169番地 7、169番地10から11まで、169番地14から17まで、169番地26、169番地35、169番地48から49まで、169番地51から52まで、169番地55、169番地59から61まで、169番地63、169番地65から69まで、169番地73、169番地75から76まで、169番地82、169番地85から87まで、169番地89から95まで、177番地、178番地 1 から 3 まで、179番地、180番地、181番地 1 から 2 まで、184番地 2 から 4 まで、184番地 6 から 9 まで、184番地11から12まで、184番地15から18まで、184番地20から38まで、184番地40から46まで、184番地48から53まで、184番地55から57まで、184番地59から61まで、184番地63から64まで、184番地69から70まで、184番地72、184番地75、184番地77、184番地79、184番地81、184番地83、184番地85から102まで、185番地 1 から 9 まで、185番地11から13まで、185番地20から25まで、210番地 1 から 5 まで、211番地 1 から16まで、212番地 1 から 5 まで、213番地 1、215番地 1 から 7 まで、215番地 9 から14まで、216番地 1 から 2 まで、216番地 4 から 5 まで、216番地 7 から 9 まで、217番地 1 から 2 まで、218番地、261番地 1 から 5 まで、261番地11から20まで、262番地 1 から 3 まで、265番地 1 から 6 まで、266番地、267番地 1 から 2 まで、268番地 1 から 2 まで、272番地、273番地 1 から 2 まで、274番地、322番地、327番地 1 から 4 まで、329番地、330番地 1 から 2 まで、331番地 1 から 2 まで、332番地、391番地、406番地、417番地 1 から 6 まで、417番地 8、417番地13から15まで、417番地17から26まで、417番地28、417番地 30、417番地35から36まで、449番地 1 から 2 まで、468番地 1 から 2 まで、515番地 1 から 2 まで、516番地 1 から 2 まで、571番地、573番地、636番地、668番地、676番地、686番地 1 から 4 まで、728番地 1 から 3 まで、728番地 5 から10まで、734番地 1 から 4 まで、753番地 1、753番地 4、828番地、830番地 1、830番地 3、865番地、866番地、867番地 1 から 2 まで、868番地 1 から 3 まで、879番地、880番地、881番地、882番地 1 から 2 まで、883番地 1 から 2 まで、884番地 1 から 2 まで、885番地 1 から10まで、886番地 1 から 8 まで、887番地 1 から 8 まで、891番地 1、891番地 3、891番地 5、899番地、904番地 1 から 3 まで、907番地 1 から 2 まで、912番地、913番地、923番地 1 から 4 まで、924番地 1 から 7 まで、924番地 9 から12まで、925番地 1 から 6 まで、926番地 1 から 2 まで、926番地 5、931番地 1 から 3 まで、945番地 1 から 5 まで、950番地、952番地、957番地 1 から 6 まで、958番地、959番地、966番地 1 から 2 まで、983番地 1 から 2 まで、984番地 1 から 9 まで、985

番地、986番地、1000番地 1 から 3 まで、1041番地 1 から 2 まで、1042番地 1 から 3 まで、1052番地 1 から28まで、1053番地 1 から 2 まで、1054番地、1055番地 1 から 2 まで、1056番地 1 から 3 まで、1057番地 1 から 2 まで、1057番地 4 から 5 まで、1057番地 7 から 8 まで、1058番地 1 から 2 まで、1059番地 1 から 2 まで、1066番地、1067番地、1068番地 1 から 2 まで、1069番地、1070番地、1087番地 1、1087番地 3、1109番地 1 から 2 まで、1131番地 1 から 2 まで、1132番地、1133番地、1133番地 2、1134番地、1138番地、1168番地、1169番地、1170番地、1219番地、1262番地、1263番地、1264番地 1 から 2 まで、1275番地 1 から 4 まで、1276番地 1、1277番地 1、1277番地 4、1278番地 1、1278番地 3 から 4 まで、1279番地、1280番地 1 から 2 まで、1281番地、1283番地、1284番地、1285番地、1295番地、1308番地 1 から 4 まで、1309番地 1 から10まで、1310番地 1 から 3 まで、1311番地 1、1314番地 1 から 4 まで、1315番地 1 から 5 まで、1317番地、1327番地 2 から 3 まで、1327番地 5、1345番地 1 から 2 まで、1400番地 1、1400番地 3 から 7 まで、1400番地 10から15まで、1400番地21から33まで、1400番地35、1401番地、1402番地、1403番地 1 から 2 まで、1404番地、1407番地、1408番地 1 から 2 まで、1432番地、1434番地、1435番地 1、1436番地、1440番地 1、1440番地 3、1440番地 5 から 6 まで、1440番地 8 から12まで、1440番地18から19まで、1440番地22から28まで、1440番地34、1442番地 1 から 3 まで、1443番地 1、1447番地、1449番地、1450番地、1453番地、1455番地 1、1456番地 1 から 2 まで、1457番地 1 から 3 まで、1458番地 1、1477番地、1478番地、1479番地、1480番地、1481番地、1482番地、1483番地、1484番地、1485番地、1486番地、1487番地、1488番地、1489番地、1490番地、1491番地、1492番地、1493番地、1494番地、1495番地、1496番地、1497番地、1498番地、1500番地、1501番地、1502番地、1503番地、1504番地 1 から 3 まで、1505番地、1506番地、1507番地、1508番地、1509番地、1510番地、1511番地、1512番地、1513番地、1514番地、1515番地、1516番地、1517番地 1 から 3 まで、1518番地 1 から 3 まで、1519番地、1520番地、1521番地、1522番地、1523番地、1524番地、1525番地、1526番地、1527番地、1528番地、1529番地、1530番地、1531番地、1532番地、1533番地、1534番地、1535番地、1548番地、1594番地、1599番地、1806番地、1812番地、1813番地、1814番地、1815番地、1817番地、1818番地、1819番地、1820番地 1 から 2 まで、1821番地、1822番地、1823番地、1824番地、1825番地、1826番地、1828番地、1829番地、1830番地、1831番地、

1832番地、1833番地、1834番地、1835番地、1836番地、1837番地、1838番地、1839番地、1840番地、1841番地、1842番地、1843番地、1844番地、1845番地、1846番地、1847番地、1848番地、1849番地、1850番地、1851番地、1852番地、1853番地、1854番地、1855番地、1856番地、1857番地、1858番地、1859番地、1862番地 1 から 3 まで、1863番地 1 から 5 まで、1864番地 1 から 5 まで、1865番地、1866番地、1867番地 1 から 3 まで、1868番地 1 から 3 まで、1869番地、1870番地、1871番地、1872番地、1873番地、1874番地、1875番地、1876番地、1879番地、1885番地、1892番地、1894番地、1895番地、1933番地、1934番地、1935番地、1937番地、古宇郡泊村大字堀株村字シマムナイ 1 番地 8、1 番地18、1 番地30、230番地、字古川45番地 1 から 2 まで、46番地、48番地 1 から 2 まで、50番地、103番地 1 から 4 まで、108番地 1 から 2 まで、108番地 5、字山ノ上 2 番地 3、2 番地 7、3 番地 2、3 番地13、4 番地15、4 番地18、4 番地22から23まで、4 番地25、5 番地 7 から 8 まで、5 番地10、5 番地12、6 番地、8 番地 1 から 3 まで、8 番地 6、8 番地11、8 番地13から15まで、17番地 1、23番地 8、28番地 1 から 8 まで、39番地 5、40番地 4、124番地、127番地、129番地 1、133番地、159番地、163番地 2、193番地 1 から 6 まで、193番地58、200番地 1、203番地、205番地、210番地 1 から 3 まで、217番地 2 から 4 まで、217番地 8 から14まで、231番地 1 から 3 まで、231番地 5 から10まで、232番地、237番地、238番地 1、522番地、523番地、525番地、527番地 1、599番地、602番地 1、603番地、604番地 1、字洪井 2 番地 1、字洪井東 2 番地 2、字小萩野 1 番地、1 番地 3、596番地 1 から 2 まで、597番地、598番地、字狸の澤 576番地、577番地、字狸沢51番地 1、51番地 5 から10まで、53番地 1 から 2 まで、字中ノ沢623番地 1 から 2 まで、623番地 4 から 5 まで、632番地 1 から 4 まで、633番地 1 から 2 まで、634番地、635番地 1 から 5 まで、635番地 8、655番地 2、658番地 1、659番地 4 から 6 まで、674番地 2、730番地、771番地、772番地、786番地、791番地 1 から 2 まで、992番地、993番地、994番地、995番地、996番地、997番地 1、字東山ノ上527番地 2、字北山ノ上44番地 1、109番地、111番地 2 から 4 まで、115番地、字堀株東山ノ上528番地、529番地、530番地、533番地、547番地、550番地（共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり
6(1) 指 定 番 号 第121号

(2) 名 称 知内町元町地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 上磯郡知内町字元町113番地 1、114番地 4、114番地 6 から 7 まで、114番地45から46まで、373番地 1、375番地、無番地 1（知内町元町地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
(4) 地域別指針 次のとおり
7(1) 指 定 番 号 第122号
(2) 名 称 知内町湯ノ里地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 上磯郡知内町字湯ノ里242番地28、242番地31、242番地55、242番地66、242番地68、242番地70、242番地74、262番地、264番地 1、265番地、無番地 1（知内町湯ノ里地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
(4) 地域別指針 次のとおり
8(1) 指 定 番 号 第123号
(2) 名 称 森町濁川地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 茅部郡森町三岱23番地24、23番地27、23番地29から43まで、23番地45、23番地47から48まで、23番地52から54まで、23番地73、23番地78から79まで、23番地85から93まで、24番地、33番地13から18まで、33番地21から22まで、33番地47から51まで、34番地 1 から 4 まで、35番地 2 から 3 まで、36番地、37番地、38番地、39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地 1 から 3 まで、48番地 1 から 3 まで、49番地 1 から 2 まで、50番地 1 から 3 まで、51番地 1 から 4 まで、52番地 1 から 2 まで、53番地 1 から 2 まで、54番地 1 から 2 まで、55番地 1 から 2 まで、56番地 1 から 7 まで、57番地、58番地、59番地、60番地、61番地、62番地、63番地、64番地 1 から 4 まで、65番地、66番地、67番地、68番地、69番地 1 から 2 まで、70番地 1 から 6 まで、71番地 1 から10まで、72番地、73番地 1 から 4 まで、74番地 1 から 3 まで、81番地 1 から 2 まで、82番地 1 から17まで、83番地 1 から 2 まで、84番地 1 から 3 まで、85番地 1 から11まで、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地 1 から 2 まで、98番地 1 から 2 まで、99番地、100番地 1 から 2 まで、101番地、102番地 1 から 2 まで、103番地、104番地、105番地、106番地、107番地、108番地、109番地、110番地、112番地 1 から19まで、114番地 1 から42まで、114番地46から59まで、114番地67から144まで、115番地、116番地、117番地、118番地 1 から 2 まで、119番地 1 から 4 まで、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地、125番地、126番地、127番地、128番地 1 から 2 まで、129番地 1 から 5 まで、130番地、131番地

1 から 6 まで、132番地、133番地 1 から 2 まで、134番地 2 から 3 まで、135番地、136番地、137番地、138番地、139番地、140番地、141番地、142番地、143番地、144番地、145番地、146番地、147番地 1 から 2 まで、148番地 1 から 2 まで、149番地 1 から 2 まで、150番地 1 から 2 まで、151番地、152番地 1、152番地 3 から 5 まで、157番地、濁川 2 番地 1、2 番地11から17まで、2 番地19から20まで、2 番地42、2 番地46から47まで、146番地 1 から 3 まで、147番地 1 から 4 まで、148番地 1 から 2 まで、149番地 1 から 5 まで、150番地、151番地、152番地 1 から 9 まで、153番地、157番地、無地番 1、無地番 2、無地番 3（森町濁川地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 9(1) 指 定 番 号 第124号 (2) 名 称 森町森地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 茅部郡森町栗ヶ丘65番地、66番地 1 から 4 まで、67番地、68番地、69番地 1 から 3 まで、70番地 1 から 8 まで、71番地、霞台116番地 1、116番地 7 から31まで、116番地34から38まで、117番地、無地番 1、無地番 2、無地番 3、無名川、下二俣川、鳥崎川河川（森町森地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 10(1) 指 定 番 号 第125号 (2) 名 称 置戸町拓殖地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 道有林網走東部管理区内14林班、15林班（置戸町拓殖地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 11(1) 指 定 番 号 第126号 (2) 名 称 標茶町萩野多和地区・弟子屈町熊牛原野地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 川上郡標茶町字弟子屈865番地 1 から 4 まで、865番地 6、866番地 1 から 3 まで、867番地、901番地、弟子屈町109林班、110林班、111林班、112林班、113林班、114林班（標茶町萩野多和地区・弟子屈町熊牛原野地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 12(1) 指 定 番 号 第127号 (2) 名 称 弟子屈町南弟子屈地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 川上郡弟子屈町字弟子屈905番地 6、906番地 1 から 5 まで、907番地、908番地、909番地 1 から 5 まで、910番地 1、911番地 1 から 4 まで、	914番地 1、939番地14、994番地、25000、25001（弟子屈町南弟子屈地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 13(1) 指 定 番 号 第128号 (2) 名 称 弟子屈町弟子屈原野・下仁多地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 弟子屈町106林班、107林班、113林班（弟子屈町弟子屈原野・下仁多地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 14(1) 指 定 番 号 第129号 (2) 名 称 鶴居村中雪裡東地区水資源保全地域 (3) 指定の区域 阿寒郡鶴居村字雪裡82番地、84番地 1 から 2 まで、85番地、86番地 1 から 2 まで、86番地 4 から 5 まで、87番地 1 から 9 まで、88番地、89番地、474番地 1、475番地、476番地、477番地、478番地、479番地、480番地、481番地、482番地 1、482番地 3 から 4 まで、484番地 1、485番地 1、486番地 1、487番地 1 から 2 まで、488番地、489番地 1、490番地 1、490番地 4、491番地、492番地 1 から 2 まで、493番地、494番地、495番地、496番地 6、712番地 1、712番地 3、762番地 2、763番地 1、764番地 1、764番地 3、765番地 1、766番地 1、767番地、3008番地、3012番地、3041番地、3049番地、3051番地、字雪裡原野北17線東 7 番地 1、9 番地 1、11番地 1 から 2 まで、13番地 1、15番地 1 から 3 まで、15番地 5 から 6 まで、15番地 8 から 9 まで、15番地11から25まで、19番地 1、3024番地、字雪裡原野北18線東 1 番地 2、3 番地 1、4 番地 1、7 番地 1 から 2 まで、8 番地 1、8 番地 3 から 4 まで、9 番地 1 から 2 まで、9 番地 8 から12まで、10番地 1、11番地 1 から 7 まで、12番地 1、12番地 3、13番地 1 から 5 まで、14番地 1 から 2 まで、15番地 1 から 2 まで、16番地 1 から 3 まで、17番地 1 から 2 まで、18番地、3006番地、3010番地、3013番地、3052番地、3053番地、字雪裡原野北19線東 1 番地 1、2 番地 1 から 2 まで、3 番地 1、4 番地 1、7 番地 1、8 番地 1、9 番地 1 から 2 まで、10番地 1、11番地 1 から 2 まで、12番地 1、12番地 3 から 6 まで、13番地、14番地 1 から 7 まで、3048番地、3049番地、3050番地、字雪裡原野北20線東 4 番地、7 番地 1 から 2 まで、8 番地 1 から 2 まで、9 番地 1 から 2 まで、10番地 1 から 5 まで、3047番地（鶴居村中雪裡東地区水資源保全地域区域図に示すとおり） (4) 地域別指針 次のとおり 15(1) 指 定 番 号 第130号
---	--

- (2) 名 称 鶴居村茂雪裡上地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 阿寒郡鶴居村字支雪裡 1 番地、字雪裡113番地、字雪裡原野143番地、144番地 1 から 2 まで、154番地 1 から 2 まで、217番地 1 から 2 まで、218番地 1 から 2 まで、274番地 1、277番地 1、278番地、659番地 1、661番地、662番地、671番地、672番地、826番地 1 から 2 まで、827番地、831番地、832番地、833番地 1 から 3 まで、834番地 1 から 2 まで、834番地 5、834番地 7 から 9 まで、835番地、836番地、839番地、840番地、841番地、859番地 1、874番地、字雪裡原野北29線64番地、66番地、68番地、字雪裡原野北29線西77番地 2 から 3 まで、79番地 2（鶴居村茂雪裡上地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課及び関係総合振興局の地域政策部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第594号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年 9 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 入札番号 1 パーソナルコンピュータ 401台
- イ 入札番号 2 パーソナルコンピュータ 382台
- ウ 入札番号 3 パーソナルコンピュータ 260台
- アからウまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成25年11月29日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第 3 号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

ないこと。

- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年 9 月13日から同年10月 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 3 階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）

- (2) 入 札 日 時 平成25年10月11日 午後 3 時（送付による場合は、同月10日までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータ 800台

イ 予 定 時 期 平成25年11月上旬頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年 3 月12日付け北海道告示第145号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm)

9 落札者の決定方法

入札は1の(1)のAからUまでについて、それぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)のAからUまでにつきそれぞれ定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札書に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

契約書は1の(1)のAからUまでについて、それぞれ作成を要する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5285

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 401
b Personal Computer 382
c Personal Computer 260

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., October 11, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2013)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,

Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第595号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
入札番号1 パーソナルコンピュータ 16台
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成25年11月29日
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、AからUまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年9月13日から同年10月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 3 階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）
- (2) 入札日時 平成25年10月11日 午後 3 時（送付による場合は、同月10日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 800台
- イ 予定時期 平成25年11月上旬頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年 3 月12日付け北海道告示第145号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4 に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のア及び 3 の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011-204-5285
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 16
- B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., October 11, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2013)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第596号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年 9 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量
- ア 入札番号 1 パーソナルコンピュータの賃貸借 389台分 一式
- イ 入札番号 2 パーソナルコンピュータの賃貸借 384台分 一式
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年12月 2 日から平成30年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第 3 号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有するこ

と。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年9月13日から同年10月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）

- (2) 入札日時 平成25年10月11日 午後4時（送付による場合は、同月10日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 800台

イ 予定時期 平成25年11月上旬頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年3月12日付け北海道告示第145号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

入札は1の(1)のア及びイについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)のア及びイにつきそれぞれ定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

契約書は、1の(1)のア及びイについて、それぞれ作成を要する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5285

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 389 1set

b Lease of Personal Computer 384 1set

- B Bid tendering date and time : 4 : 00 P.M., October 11, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2013)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第597号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借 82台分 一式

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータの賃貸借 88台分 一式

ウ 入札番号3 パーソナルコンピュータの賃貸借 1台分 一式

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成25年12月2日から平成30年11月30日まで。ただし、予算
の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない

い。

ア 申 請 の 時 期 平成25年9月13日から同年10月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）

(2) 入 札 日 時 平成25年10月11日 午後4時（送付による場合は、同月10日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータ 800台

イ 予 定 時 期 平成25年11月上旬頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年3月12日付け北海道告示第145号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

入札は1の(1)のAからUまでについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)のAからUまでにつきそれぞれ定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

契約書は、1の(1)のAからUまでについて、それぞれ作成を要する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5285

13 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
 - a Lease of Personal Computer 82 1set
 - b Lease of Personal Computer 88 1set
 - c Lease of Personal Computer 1 1set
- B Bid tendering date and time : 4 : 00 P.M., October 11, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2013)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第598号

平成4年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正する。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

琴似場外発売所の項及び帯広場外発売所の項を削る。

北海道告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成25. 9. 2	永山土地改良区
同 25. 9. 3	オロロン土地改良区
同 25. 9. 4	雨竜土地改良区

北海道告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成25年9月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
天 塩	畜産担い手育成総合整備 [担い手支援型]（区画整理）	北海道留萌振興局
網走南部西	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗渠排水、土層改良）	北海道オホーツク総合振興局
さ ろ ま	中山間地域総合整備（区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全）	同

北海道告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 旭川市春光台4条10丁目5755の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 旭川市春光台4条10丁目5755の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第602号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 余市郡余市町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽高島4丁目1-(1)（Ⅰ-1-50-587）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市高島4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽高島4丁目1-(2)（Ⅰ-1-51-588）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市高島4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽高島4丁目2（Ⅰ-1-53-590）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市高島4丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目2（I-1-250-787）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第605号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
A重油 13,200リットル
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種1号
 - (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成26年5月31日まで
 - (4) 納入場所 札幌市白石区本通16丁目北6番34号 北海道立精神保健福祉センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入（油脂・燃料類）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年9月13日から同年10月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道出納局集中業務室調達課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）
 - (2) 入札日時 平成25年10月24日（木）午前11時（送付による場合は、同月23日までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 A重油（全2件） 100,300リットル
 - (2) 予定時期 平成26年1月頃
- 8 入札説明書の交付に関する事項

- (ロータリ除雪車 (300 P S 級) 1 台と交換)

- (2) 凍結防止剤散布車（乾式2.5㎡ 4WD） 1台
（凍結防止剤散布機（2.3㎡車載式） 1台と交換）
- (3) 除雪トラック（10t 級専用トラック 6×6） 1台
（除雪グレーダー（4.0m） 1台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成25年9月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
- ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
- (2) 1の(3)
- ア 氏 名 北海道いすゞ自動車株式会社
イ 住 所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号
- 4 落札金額
- (1) 63,913,500円
(2) 15,750,000円
(3) 27,667,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年7月23日付け北海道胆振総合振興局告示第39号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道胆振総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年9月13日

北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 160台 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年8月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社道南事務機器

- (2) 住 所 室蘭市本町1丁目5番7号
- 4 落札金額
669,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年7月19日付け北海道胆振総合振興局告示第38号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道宗谷総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年9月13日

北海道宗谷総合振興局長 小野寺 勝 広

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自走式ハーベスター 1台
- 2 落札を決定した日
平成25年8月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 日本ニューホランド株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西13丁目4番地
- 4 落札金額
28,800,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年7月12日付け北海道宗谷総合振興局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

北海道十勝総合振興局告示第88号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年9月13日

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック（10 t 級） 2 台
（除雪トラック（10 t 級） 1 台及び除雪ドーザー（11 t 級） 1 台と交換）
- (2) 小型除雪車（1.3m／700 t（1 台）及び1.5m／800 t（1 台）） 2 台
（小型除雪車（80 P S） 2 台と交換）

2 落札を決定した日

平成25年 8 月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 東北海道日野自動車株式会社
イ 住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号
- (2)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

4 落札金額

- (1) 69,300,000円
- (2) 30,712,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年 7 月12日付け北海道十勝総合振興局告示第73号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

北海道釧路総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年 9 月13日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1 キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
- ア 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤） 33,000キログラム
- イ 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤） 985,600キログラム
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成25年11月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様書等に記載の要件等を満たしていることを証明又は証明することを誓約する者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年 9 月13日から同年10月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－0006 釧路市双葉町 6 番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 3 階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085－0006 釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入 札 日 時 平成25年10月24日 午後 1 時30分（送付による場合は、同月 23日午後 5 時30分までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、釧路建設管理部ホームページ（http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm）からダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 電話番号 0154-23-6114 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Calcium chloride water solution (Liquid cryoprotectant) 33,000 kg b Sodium chloride (Granular cryoprotectant) 985,600 kg (Bids will be invited separately) B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 24, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., October 23, 2013) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan	Phone : 0154-23-6114 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁後志教育局告示第36号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年9月13日 北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 ア A重油その1（余市紅志高校納入分） 62,000リットル イ A重油その2（小樽潮陵高校、小樽商業高校納入分） 164,000リットル ウ A重油その3（小樽桜陽高校、小樽工業高校納入分） 187,000リットル エ A重油その4（倶知安高校、倶知安農業高校納入分） 95,000リットル オ A重油その5（共和高校納入分） 30,000リットル カ A重油その6（岩内高校納入分） 45,000リットル キ A重油その7（蘭越高校納入分） 26,000リットル ク A重油その8（寿都高校納入分） 38,000リットル ケ A重油その9（余市養護学校しりべし学園分校納入分） 16,000リットル アからケまでについては、それぞれの入札による。 (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号 (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成26年4月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
---	---

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年9月13日（金）から同年10月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア 平成25年10月15日（火）午前9時30分

イ 1の(1)のイ及びウ 平成25年10月15日（火）午前10時30分

ウ 1の(1)のエからカまで 平成25年10月15日（火）午後1時30分

エ 1の(1)のキからケまで 平成25年10月15日（火）午後3時

（送付による場合は、同月11日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成25年2月12日付け北海道教育庁後志教育局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局ホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>）にてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No2) 62,000 liters

b Fuel oil A (JIS class 1, No2) 164,000 liters

c Fuel oil A (JIS class 1, No2) 187,000 liters

d Fuel oil A (JIS class 1, No2) 95,000 liters

e Fuel oil A (JIS class 1, No2) 30,000 liters

f Fuel oil A (JIS class 1, No2) 45,000 liters

g Fuel oil A (JIS class 1, No2) 26,000 liters

h Fuel oil A (JIS class 1, No2) 38,000 liters

i Fuel oil A (JIS class 1, No2) 16,000 liters

B Bid tendering date and time :

a 9 : 30 A.M., October 15, 2013

b, c 10 : 30 A.M., October 15, 2013

d, e, f 1 : 30 P.M., October 15, 2013

g, h, i 3 : 00 P.M., October 15, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 11, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome

Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁留萌教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

北海道教育庁留萌教育局長 熊 谷 浩

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その1（北海道天塩高等学校）	33,000リットル
イ	A重油その2（北海道遠別農業高等学校）	28,000リットル
ウ	A重油その3（北海道羽幌高等学校）	46,000リットル
エ	A重油その4（北海道苫前商業高等学校）	23,000リットル
オ	A重油その5（北海道留萌千望高等学校）	73,000リットル
カ	A重油その6（北海道留萌高等学校）	45,000リットル

アからカまでについてはそれぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成26年5月30日（金）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年9月13日（金）から同年10月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5

時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎1階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成25年10月25日（金）（送付による場合は、同月24日（木）までに必着）

ア 1の(1)のア 午後1時30分

イ 1の(1)のイ 午後2時

ウ 1の(1)のウ 午後2時30分

エ 1の(1)のエ 午後3時

オ 1の(1)のオ 午後3時30分

カ 1の(1)のカ 午後4時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年2月15日付け北海道教育庁留萌教育局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<http://>

www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/index.htm) において
ダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 11 その他
平成16年北海道告示第448号4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
電話番号 0164-42-8764

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 33,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 28,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 46,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 23,000 liters
- e Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 73,000 liters
- f Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 45,000 liters

B Bid tendering date and time :

- a 1:30 P.M., October 25, 2013
- b 2:00 P.M., October 25, 2013
- c 2:30 P.M., October 25, 2013
- d 3:00 P.M., October 25, 2013
- e 3:30 P.M., October 25, 2013
- f 4:00 P.M., October 25, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than October 24, 2013)

- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho, 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-0027 Japan
Phone : 0164-42-8764

北海道教育庁オホーツク教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その1	（北見地区①）	62,666リットル
イ	A重油その2	（北見地区②）	59,000リットル
ウ	A重油その3	（北見地区③）	54,000リットル
エ	A重油その4	（北見地区④）	54,000リットル
オ	A重油その5	（北見地区⑤）	92,732リットル
カ	A重油その6	（訓子府地区）	90,359リットル
キ	A重油その7	（美幌地区）	98,057リットル
ク	A重油その8	（網走地区）	98,666リットル
ケ	A重油その9	（斜里地区）	65,666リットル
コ	A重油その10	（遠軽地区）	85,333リットル
サ	A重油その11	（佐呂間地区）	49,666リットル
シ	A重油その12	（紋別地区）	82,266リットル
ス	A重油その13	（興部地区）	54,333リットル

アからスまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契約期間 契約締結の日から平成26年5月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年9月13日（金）から同年10月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のアからカまで 平成25年10月15日（火）午前10時

イ 1の(1)のキからケまで 平成25年10月15日（火）午後3時30分

ウ 1の(1)のコからスマまで 平成25年10月15日（火）午後1時30分
（送付による場合は、同月11日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年5月21日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第23号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ

(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業者等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	62,666 liters
b	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	59,000 liters
c	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	54,000 liters
d	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	54,000 liters
e	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	92,732 liters
f	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	90,359 liters
g	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	98,057 liters
h	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	98,666 liters
i	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	65,666 liters
j	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	85,333 liters
k	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	49,666 liters
l	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	82,266 liters
m	Fuel oil A (JIS class1, No.2)	54,333 liters

B Bid tendering date and time :

a, b, c, d, e, f 10:00 A.M., October 15, 2013

g, h, i 3:30 P.M., October 15, 2013

j, k, l, m 1:30 P.M., October 15, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., October 11, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome Abashiri
Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785

北海道教育庁オホーツク教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア 灯油その1（北見地区①）	28,400リットル
イ 灯油その2（北見地区②）	34,191リットル
ウ 灯油その3（北見地区③）	32,756リットル
エ 灯油その4（訓子府地区）	14,917リットル
オ 灯油その5（津別地区）	10,550リットル
カ 灯油その6（網走地区）	25,152リットル
キ 灯油その7（斜里地区）	25,366リットル
ク 灯油その8（常呂地区）	4,356リットル
ケ 灯油その9（佐呂間地区）	8,552リットル
コ 灯油その10（遠軽地区）	19,668リットル
サ 灯油その11（紋別地区①）	6,488リットル
シ 灯油その12（滝上地区）	8,233リットル
ス 灯油その13（興部地区）	19,843リットル
セ 灯油その14（美幌地区）	82,083リットル
ソ 灯油その15（紋別地区②）	24,826リットル

アからソまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 号

(3) 契約期間 (1)のアからスまで 契約締結の日から平成26年5月31日まで
(1)のセ及びソ 平成25年11月1日から平成26年10月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年9月13日（金）から同年10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階講堂
（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時

ア 1の(1)のアからエまで 平成25年10月24日（木）午前10時

イ 1の(1)のオからキまで及びセ 平成25年10月24日（木）午後3時30分

ウ 1の(1)のクからスまで及びソ 平成25年10月24日（木）午後1時30分
（送付による場合は、同月23日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ
(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業者等から除外する措置
を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0785

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

- | | | |
|---|---------------------|---------------|
| a | Kerosene (JIS, No1) | 28,400 liters |
| b | Kerosene (JIS, No1) | 34,191 liters |
| c | Kerosene (JIS, No1) | 32,756 liters |
| d | Kerosene (JIS, No1) | 14,917 liters |
| e | Kerosene (JIS, No1) | 10,550 liters |
| f | Kerosene (JIS, No1) | 25,152 liters |
| g | Kerosene (JIS, No1) | 25,366 liters |
| h | Kerosene (JIS, No1) | 4,356 liters |
| i | Kerosene (JIS, No1) | 8,552 liters |
| j | Kerosene (JIS, No1) | 19,668 liters |
| k | Kerosene (JIS, No1) | 6,488 liters |
| l | Kerosene (JIS, No1) | 8,233 liters |
| m | Kerosene (JIS, No1) | 19,843 liters |
| n | Kerosene (JIS, No1) | 82,083 liters |
| o | Kerosene (JIS, No1) | 24,826 liters |

B Bid tendering date and time :

a, b, c, d 10:00 A.M., October 24, 2013

e, f, g, n 3:30 P.M., October 24, 2013

h, i, j, k, l, m, o 1:30 P.M., October 24, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., October 23, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome Abashiri
Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785